

## NHK歳末たすけあい助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 社会福祉法人滋賀県共同募金会（以下「本会」という）が、NHK歳末たすけあいの趣旨に沿った助成を行うことで、社会福祉の向上に資することを目的とする。

### (対象)

第2条 県内に活動拠点をおき、社会福祉に関する様々な社会的課題に対し、県域および県内の複数市町域で取り組む団体、NPO法人、ボランティアグループ、または県内に設置されている社会福祉関係施設・社会福祉協議会を対象とする。（法人格の有無を問わない）

### (対象事業)

第3条 対象事業は次のとおりとする。

- (1) 歳末特別支援事業
- (2) 福祉施設整備事業

### (対象経費)

第4条 対象経費は次のとおりとする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費交通費
- (3) 材料費
- (4) 印刷費
- (5) 通信費
- (6) 備品購入費
- (7) その他、本会会長が必要と認める経費

### (助成額および助成率)

第5条 助成額および助成率については、別に定める。

### (事業の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするものは、別に定める申請書に事業内容等を明記し、関係書類を添えて本会に提出しなければならない。

### (助成の決定)

第7条 本会の配分委員会において申請事業の内容等を審査の結果、適当と認めるときは、助成金の交付を決定する。

### (事業の実施)

第8条 事業の実施については、本会が別に定める「NHK歳末たすけあい義援金助成事業事務必携」に基づき、適正に実施しなければならない。

### (事業の変更)

第9条 事業内容等に変更が生じた場合は、速やかに事業変更承認申請書を提出し、本会会長の承認を受けなければならない。

(事業の完了および助成金交付請求)

第10条 事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書および助成金交付請求書  
に  
関係書類を添えて、本会に提出しなければならない。

(広報の義務)

第11条 助成金により事業を実施するものは、当該事業がNHK歳末たすけあい義  
援金による事業であることを明示する等の広報活動を積極的に展開しなければな  
らない。

また、NHK放送局より助成事業の紹介等について協力を求められた場合は、対  
応することとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関して必要な事項は本会会長  
が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年8月3日から施行する。